

令和8年度農作業標準賃金及び農作業賃金

令和8年度農作業標準賃金を下表のとおり定めました。

あくまでも、標準の金額を定めたものですので、作業内容や、土地の立地等の条件、燃料費の動向等、お互いによく話し合いのうえ、金額を決定してください。

賃金の、最低賃金が鹿児島県の最低賃金を下回った場合は、県の最低賃金額以上となるように改定してください。

(一般農作業)

区分	種類		単価	備考
賃金	一般賃金 (8時間)	最高	—	※賄いなし
		最低	8,208円	鹿児島県最低賃金 R7.11.1改正 時間額 1,026 円
耕賃 (10a当たり)	耕起・耕耘のみ		7,200円	水田・畑
	深耕(プラウ)		7,200円	
	プラソイラー		6,200円	
	サブソイラー	ハウス	7,200円	
		露地	6,200円	
	化学肥料散布		3,000円	全面散布 肥料代含まず
	代かきのみ		10,000円	水田のみ
	耕起から代かき		25,000円	
	機械田植え		10,000円	
耕起から田植え		35,000円		
刈取 (10a当たり)	水稲		8,500円	ヒモ代込み・悪条件の場合は割増
脱穀 (10a当たり)	水稲	ハーベスター	9,300円	結束つき
			7,700円	結束なし
		コンバイン	33,000円	刈り取りから籾乾燥まで ・悪条件の場合は割増
籾乾燥 (10a当たり)	水稲		15,400円	
その他作業	薬剤散布 (10a当たり)	粉剤	2,600円	農薬代含まず
		液剤	3,100円	
	畦畔作業		55円	1m当たり